

# 福岡県公報

平成二十二年一月二十日  
第三千六十三号  
増刊  
①

## 目次

告 示 (第九十六号)

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(団体指導課)

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁教職員課)

## 告 示

福岡県告示第九十六号

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年一月二十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱(平成九年十月福岡県告示第十六百二十五号)

の一部を次のように改正する。

別表一中

平成21年11月20日以降 貸付決定分	特別資金 (公庫)	8年以下	0.95	0.250	0.250	0.45
		8年を超え10年 以下	1.15	0.300	0.300	0.55
平成21年11月20日以降 利子補給承認分	経営安定資 金 (農協)	7年以下	2.95	1.250	1.250	0.45

を

平成21年11月20日以降 平成21年12月17日以前 貸付決定分	特別資金 (公庫)	8年以下	0.95	0.250	0.250	0.45
		8年を超え10年 以下	1.15	0.300	0.300	0.55

平成21年11月20日以降 平成21年12月17日以前 利子補給承認分	経営安定資 金 (農協)	7年以下	2.95	1.250	1.250	0.45

平成21年12月18日以降 貸付決定分	特別資金 (公庫)	8年以下	0.75	0.200	0.200	0.35
		8年を超え9年 以下	0.85	0.225	0.225	0.40

平成21年12月18日以降 利子補給承認分	経営安定資 金 (農協)	7年以下	2.85	1.250	1.250	0.35

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の規定は、平成二十一年十二月十八日から適用する。

## 教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年一月二十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

改める。  
附則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十二年一月一日から適用する。

糸島市白糸	前原市大字白糸
王丸	大字王丸
志摩姫島	糟屋郡篠栗町大字萩尾
志摩姫島	新宮町大字相島
志摩姫島	新宮町大字相島
糟屋郡篠栗町大字萩尾	糸島郡志摩町大字姫島
新宮町大字相島	志摩町大字姫島
新宮町大字相島	
長系小学校白糸分校	長系小学校白糸分校
怡土小学校王丸分校	怡土小学校王丸分校
姫島小学校	篠栗小学校萩尾分校
志摩中学校姫島分校	相島小学校
篠栗小学校萩尾分校	新宮中学校相島分校
相島小学校	姫島小学校
新宮中学校相島分校	志摩中学校姫島分校
に	を